

令和5年議案第1号

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

下記の者を江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱したいから、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成19年4月1日施行）第3条第2項の規定に基づき、教育委員会の選任を求める。

令和5年1月6日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

記

氏 名 今井 真澄
役職名等 主任児童委員代表

提案理由

この案を提出するのは、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の異動に伴い、後任の委員を委嘱する必要があるからであります。

(参 考)

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 運営委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 運営委員会は、第2条に規定する所掌事務の調査研究等を行わせるため、江南市放課後子ども総合プラン研究会（以下「研究会」という。）を置く。

4 研究会の研究員は、運営委員会が別に定める。

5 運営委員会は、有識者等又は研究会の研究員を運営委員会に出席させて、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（会長及び副会長）

第4条 （略）

（委員）

第5条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が辞任しようとするときは、会長を経て教育委員会に申し出なければならない。

令和5年議案第2号

「子供と家族の未来を考えるマネー講座」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和5年1月6日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和5年議案第3号

「江南市まちづくり補助事業「地域とともに生きる『自分探しの旅』」親子でニコニコのぶちKONANマルシェ」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和5年1月6日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。